

議 事 録

第 29 回 定 例 総 会

令和7年 12 月 9 日

太田市農業委員会29回定例総会議事録

開会日時 令和7年12月9日(火) 午後2時
閉会日時 令和7年12月9日(火) 午後3時20分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 大会議室(2階)

出席委員 (17人)
2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男 5 太田 安弘
6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫 9 津久井準一郎
10 木村 克己 11 高木 勝 12 清水 由紀江 13 中村 幸江
15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博 18 永井 幸二
19 片亀 昌子

欠席委員 (1人)
1 長谷川 耕一

出席職員 (8人)
毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 川田係長代理 町田主任
須永主任 永井主事 堀越主任専門員

会議に付した事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第29回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席委員17名、欠席委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、9番 津久井準一郎委員 と 10番 木村克巳委員 のお二人にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は14件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数14件について、朗読し詳細に説明する。

1番 安養寺町の土地 畑 442 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 安養寺町の土地 畑 1,628 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 安養寺町の土地 畑 476 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 安養寺町の土地 畑 526 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

5番 安養寺町の土地 畑 1,097 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

6番 武藏島町の土地 田 1,270 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

7番 新田中江田町の土地 田 2,704 m² 外11筆 計14,759 m²、営農型太陽光発電設備を設置するため、権利を設定したい。

8番 新田赤堀町の土地 田 948 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

9番 新田赤堀町の土地 田 1,514 m² 外3筆 計4,774 m²、農地を借り受け、優良農地として活用したい。

10番 新田赤堀町の土地 田 1,514 m²、売電事業のため設備投資した農地を活用して優良農地を保全したい。

11番 新田赤堀町の土地 田 1,909 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

12番 新田上江田町の土地 畑 1,124 m²、売電事業のため設備投資した農地を活用して優良農地を保全したい。

13番 新田上江田町の土地 畑 833 m²、売電事業のため設備投資した農地を活用して優良農地を保全したい。

14番 新田上江田町の土地 畑 1,303 m²、売電事業のため設備投資した農地を活用して優良農地を保全したい。

1番から14番のうち、区分地上権設定を除く案件については、農地法

第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

区分地上権設定に係る案件については、営農型太陽光発電所設置に伴う区分地上権設定です。いずれも農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から6番について、第4地区協議会より報告願います。

8番委員 番号1番から6番について、第4地区より報告いたします。

議案、1番、2番、3番、4番、5番は全て譲受人が同一ですので、一括で報告いたします。農地を譲り受け、経営規模を拡大といった条件で申請がありました。これは周辺が農地で、この売り手の人も農地を今までやっていたんですけども、大分きれいにしておりまして、現状でも管理はよくされております。周辺農地にも影響はないということで、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、地区協議会ではいいのではないかとということで判断いたしました。

6番は、農地を譲り受け、規模を拡大したいということで、この方は前橋の方なんですけれども、こちらのほうで農業をやりたいということで、贈与です。これも周辺農地にも影響はないということですので、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可申請といたしました。以上です。

議長 ただいま、第4地区協議会より1番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

これは事務局、6番の申請理由のところ譲渡したいというのは、これは無償譲渡という意味で贈与にしたということですか。

事務局 お答えします。こちらは申請内容としては、売買ではなくて贈与という形で、譲り渡したいという形になっております。

議長 ご質問等ございますか。
委員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続いて、番号7番から14番について、第5地区協議会の調査した意見
結果を報告願います。
- 15番委員 第5地区からご報告申し上げます。
7番は、議案第4号14番と関連、9、10、12、13、14番は、議案第4
号15、20～22番と関連して後で出てきますので、そちらで説明したい
と思います。
それから、8、11番は●●●●●●●●で農地を譲り受け、経営規模を
拡大したいということで、これは売買でありまして、一連の●●●●
●●●の土地取得の過程の中の一つと考えられます。農地法第3条第
2項各号には該当しませんので、これも許可相当と判断いたしました。
以上です。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号7番から14番について報告があり
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
それでは、13番のところをちょっと見ていただきたいんですが、●●
●●さんのところですが、ソーラーシェアリングにより農地を有効活
用し、今後も耕地を維持したい。事務局、これは営農型でしたか。
- 事 務 局 番号でいきますと、10番、12番、13番と14番につきましては、既に
営農型が建っている農地になります。そちらに関わる区分地上権設定
ということになります。
- 議 長 分かりました。ご意見等ございますか。
委員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番から14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番から14番を許可とすることに決定
いたします。

- 議 長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 寺井町の土地 601㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に隣接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
農家住宅用地として敷地拡張するものです。
- 2番 世良田町の土地 294㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されま
す。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1
以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題な
いと考えます。
一般住宅用地として敷地拡張するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたし
ます。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い
します。
番号1番について、第3地区協議会より報告願います。
- 6番 委員 番号1番について報告をします。
本件の申請地は、先代の頃より農地としては耕作をせず、遊休化させ
てしまっていた農地で、その後、数十年前より住宅の拡張用地として、
子どもの遊び場、地域住民の寄り合い場として利用していました。今
般、利用のためには農地法の許可が必要であったことを知り、始末書
を添付して是正するものです。
現地を確認したところ、西側、北側は農地、東側については山林、それ
から南側は宅地で、周辺農地への支障はなく問題ないので、地区協議
会では許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続いて、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。
- 8番委員 番号2番について、第4地区から報告いたします。
この方は、所有地を調査したところ、農地法の許可を得ずに住宅敷地
として利用していたことが判明したため、始末書を添えて是正したい
ということです。現地を見たところ、農地への影響もなく、建物等もき
れいに建っておりますので、第4地区では許可相当といたしました。
再度の審議、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号2番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申
請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番、山之神町の土地 454㎡、一般住宅用地として許可を得たが、当

該地での計画がなくなり、そこに購入者が現れたため、当該許可の権利を承継するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 番号1番について、これは今ご説明のあった議案書のとおり、計画変更
でございます。議案第4号の24番と関連しますので、詳細はそのとき
にご説明します。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、番号1番については24番とセットでやります。
次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てに
あったので、審議を求めます。
提出件数は25件です。
事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 議提出件数25件について、朗読し詳細に説明する。

1番 米沢町の土地 283㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一
団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。
なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を
省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、
「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常
生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」につい
ては例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。

2番 中根町の土地 200㎡、農地区分は、「今後長期にわたり農業上
の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内
農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるも
のについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は
原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」につい
ては例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

仮設事務所用地として一時転用するものです。

3番 龍舞町の土地 798㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域

に隣接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

4番 台之郷町の土地 1,949 m²、農地区分 第二種、診療所併用住宅用地として転用するものです。

5番 東金井町の土地 1,106 m² 外1筆 計1,659 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

6番 安良岡町の土地 875 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

7番 安良岡町の土地 1,046 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

8番 只上町の土地 1,743 m² 外7筆 計11,846 m²、農地区分 第二種、倉庫用地として転用するものです。

9番 鶴生田町の土地 114.35 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

10番 寺井町の土地 614 m² 外2筆 計1,934 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

11番 粕川町の土地 726 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

12番 岩松町の土地 930 m² 外1筆 計1,486 m²、農地区分、第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

13番 新田木崎町の土地 356 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 新田中江田町の土地 2,704 m²の内1.58 m² 外11筆 計14,759 m²の内30.38 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備設置用地として一時転用するものです。

15番 新田赤堀町の土地 1,514 m²の内10.99 m²、農地区分 農用地

区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

16番 新田赤堀町の土地 317 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

17番 新田小金井町の土地 22 m² 外1筆 計151 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

18番 新田小金井町の土地 140 m² 外1筆 計306 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田大根町の土地 250 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田上江田町の土地 1,124 m²の内9.51 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

21番 新田上江田町の土地 833 m²の内7.83 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

22番 新田上江田町の土地 1,303 m²の内10.82 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

23番 山之神町の土地 766 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

24番 山之神町の土地 454 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 大原町の土地 2,159 m²の内55 m²、農地区分 第二種、消毒

- 槽用地として転用するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 19番委員 議案第4号、第5条、番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。周りにはもう既に住宅が建っておりました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。
- 7番委員 番号2番について7番が報告します。
仮事務所用地の一時転用です。●●●●工事の施工に当たり、隣接地である申請地を借り受け、仮設事務所として使用したいということがあります。現地を確認したところ、この建てる場所は一段下がっているところで、周辺の農地に何の支障もないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号3番から8番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号3番について、休泊地区から報告します。
場所は龍舞町であります。転用目的が太陽光発電設置用地でありまし

て、申請理由が再生可能エネルギー開発事業を営んでいるが、立地条件がよい申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということでありませす。現地を確認したところ、周辺農地へは問題ありませんでしたが、隣に作っている人が推進委員でありまして、その人が言うには、ここは水田でありまして、周りから水が入ってくるのは当然でありまして、それを理由にしてまた盛土などをするようなことがあってはいけないのではないかとということがありまして、そういうふう発言したのは、前、●●●●●●のほうにありまして、そこはブルーベリーを作るといような申請がありまして、1度許可いたしました、そこに盛土をするということでありまして、そうしたら、南側の耕作している人の田が、今年は水がまだ抜けなくて、コンバインが入ったらはらがついちゃっている、慌てて出たような状態でありまして、今年は稲刈りができないような状態でありました。なので、今度の申請がありました龍舞のところも、そのようなことが懸念されることが発言したと思いますので、そのようなことがないように、1度申請した場合は、湿地で水が入っているような事由に基づいて、盛土などしないようにしてもらいたいと思います。1度申請したら、あるいはそれを1度やって、その後から変更か何かしてもらいたいと思います。やらずに変更はしないようにしてもらいたいと思います。

それと、●●●●●●のほうは被害が出ておりますので、善処のほうをできるだけして、来年は耕作ができるような処置をお願いしたいと思います。

13 番 委 員

番号4番について、ご報告いたします。

転用目的は、診療所併用の住宅用地、申請理由は、市内で歯科診療所を営んでいるが、事業拡大のため申請地を取得し、歯科診療所併用の住宅を建築したいとのことです。

現地を確認したところ、南と西は道路で、周りは住宅があり、農地への問題はないと思われます。第2地区では許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

3 番 委 員

続きまして、番号5番、6番、7番を報告します。

5番については、先月保留のままで、また保留ということになっています。

6番については、5番と同じで、蓄電池を設置することなので、音に関する説明が地域の人にやっていないので、保留ということに地区では決定しました。

7番については、蓄電池と太陽光を一体に運営するおそれがあるということで、蓄電池の地域住民の説明会が終了するまで保留ということで地区では決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。

18番委員

番号8番について、18番より説明いたします。

この案件は、市の協議と県の協議をもって除外申請が許可になったところであります。目的は、倉庫用地として申請が出ております。面積は11,846㎡、申請地の周囲状況は、周囲は道路でありまして、営農条件には支障はありません。たまたまこのところでは、埋蔵文化財の調査で一応試験掘りの結果、本調査にならない予定だということで確認済みということが得られております。特に重視したのが、会社の財務諸表、決算書は何で確認するかとあって、私もそこまでするのかなどというのでいろいろ調査をしましたら、財務状況というのは、この事業を進める上での遂行能力をはかる大事な指標になるんだということで、極めて重要だということが1つ。あと、売買契約書の確認、この関係については、売買が条件、支払い方法、所有権の移転時期を明確に記載してあるかどうか。特に農業委員会の許可取得に関する事項は重要な事項であるということでありますので、それも確認済みで問題がございませんでした。

したがって、地区協議会では許可相当として決定しましたので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長

ただいま、第2地区協議会より番号3番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

5番委員

申し訳ないけれども、3番をもう1回説明してもらえるかね。許可のことではなくて、前回のとか、ほかの話が出て、分からないんですけども、もうちょっと簡潔に説明してもらえるとありがたい。

2番委員

3番は太陽光発電設置で、現地を見たところは問題がないんですけども、その後、問題があるんじゃないかという推進委員の方の意見がありまして、それが前のほうのやつだったんですね。前も1回、申請を許可したんですけども、2回目になったら保留となったので、問題になっちゃったので、休泊の行政センターでみんなが集まって意見があつたりしたんですが、1回許可したんだから、裁判をしたら負けちゃうよというので、いろいろ条件をつけていって許可をしたんですけども、その結果が今年収穫ができなかったという状態であります。収穫ができないのは、農災のほうで、保険のほうでカバーできると思

いますけれども、投資した経費などがかかっていると思うんですけれども、また来年できるような状態に、そこは現地確認でみんなで行って見たところ、まだ水がたまっている状態でありまして、そこは来年またできるように排水をもっと深くするような、それでも駄目だったら、盛土したところを撤去するような行政指導をお願いしたい、そのような理由であります。

5番委員 申し訳ないけれども、今の話でいくと、前回許可したのに問題が出て、また同じ人が申請したみたいな話に今聞こえたんですけども、そうすると、ちょっとまずいような気がするんですけども、分かる人、悪いけれども、事務局の人、説明してくれる。

事務局 今、委員のほうからご説明があった●●●の件というのは、大変恐れ入りますが、また別の業者で関係は一切ございません。違う業者のお話ですので、本件の設置業者と、こちらの許可を出した業者は異なる業者のお話になってきますので、本審議については、今のお話はまた別のお話ということでご理解いただきたいと思っております。また、別のそちらのほうのお話については、そちらの業者のお話ということで、別途、議案とは異なる観点で、また地区協議会等で協議させていただけたらと思います。すみません、よろしく申し上げます。

5番委員 では、これに関しては別に問題ないという判断でいいのかな。

議長 2番委員さん、そういうことでいいんですか。

2番委員 はい。

議長 それ以外にご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 それでは、採決いたします。

番号3番、4番及び8番を許可とし、5番から7番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番、4番及び8番を許可とし、5番から7番を保留とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号9番及び10番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号9番について報告します。

申請理由は、自宅の出入口が2.2m弱しかないため、出入りに苦労して

いるところ、南側の隣接している土地を譲っていただけることになりました。現地を確認したところ、周りには住宅が建ち並んでおり、周辺の農地への支障もないものと判断し、当地区協議会では許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

6番委員

番号10番について報告いたします。

本件の申請地は、譲渡人の先代の頃、四、五十年前から近隣店舗が駐車場として利用していましたが、その後、譲渡人が相続をしましたが、遊休化してしまっていました。数年前より譲受人が立地条件のよい申請地を借り受け、露天駐車場用地として利用していましたが、本来、借り受ける前提として農地転用の許可が必要であったことを知り、今回、双方より始末書を添付して、露天駐車場用地として申請をするものです。現地を確認したところ、北側は県道、西側、東側は山林、南側は農地と宅地であり、周辺農地への支障はなく問題ないので、地区協議会では許可相当と意見決定をしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号9番及び10番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号9番及び10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号9番及び10番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号11番及び12番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員

番号11番、12番について、第4地区より報告いたします。

11番は、先月、保留になりました蓄電池の設置の件なんですけれども、この業者が住民への説明をする資料がまだ足りないということで、今月も保留にいたします。

12番、この方は会社関係で製造業をしております、駐車場が狭いということで、隣の農地を借り受けて駐車場にしたいということで、現地を見たところ、南側は道路でして、北側には、尾島でいいですよ●●

- の堤防がありまして、周辺農地には影響はないということで、第4地区では許可相当といたしました。
- 再度の審議、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第4地区協議会より番号11番及び12番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号12番を許可とし、11番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号12番を許可とし、11番を保留とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号13番から22番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 番号13番から16番について、15番がご報告いたします。
- 13番は、近くにある●●●●●という大きな薬屋さんのスーパーができて、それと広い道路を挟んだ反対側の住宅地に含まれた農地の一画でありまして、住宅地にすることについては何ら問題ないと思っておりますので、第5地区では許可相当と判断いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 14番は、●●●●●●●●が地上権の設定でありまして、水田を埋め立てて、下でキャベツを栽培しながら上で太陽光をするということで、1町4反ほどの田んぼが全部連なっておりまして、一つの面となっておりまして、東西に長方形をしておりまして、南側は●●●●●が走っておりまして、これも何ら問題ないということで、第5地区では許可相当と判断いたしました。
- 15番は、前々回から保留となった土地を、太陽光の下部でブルーベリーを栽培していきまして、約2反近いところで植栽して、残ったのがこの程度ということで、またそれを改めてブルーベリーを植栽するということで、第5地区では一旦保留となりました。それから、今度は経営者が変わって、タラの芽を栽培するということで、かなりきれいに草刈りもして、もうタラノキが植栽されていきまして、営農計画書も提出されていますので、第5地区としては許可相当と判断いたしました。
- 16番は、県道に面した畑でありまして、7、8軒の区画に区切ってあ

9 番 委 員

り、4軒ほど住宅が建ちまして、それに隣接するところにまた宅地等を建てるということの申請でありまして、これも許可相当と判断いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

続きまして、番号17番、18番について続けて報告いたします。

17番の件なんですけれども、これは18番の売買案件の関係で、行政書士によって現地を調査したところ、要するに17番の●●●さんの構造物が●●●さんの土地に入り込んでいるので是正をしたいということで、住所を見てもらったら分かるように、同居人です。これは親子関係になるわけですね。それで、●●●さんのほうは施設に通所をしているということで、●●●さんのほうから話を伺いました。その内容ですが、隣接地の売買の関係で調査したところ、相続した土地の一部が農地であり、そこに排水管や、以前、出入りしていたじゃばらの門扉が設置されておりまして、許可を得ずに住宅の一部として利用していたことが分かりました。今後は十分注意することと、始末書が添付され、申請がありました。調査したところ、周辺は住宅と一部農地もありますが、周囲に支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

続きまして、18番なんですけれども、現在、借家に住んでおり、自分の住宅を新築したいということで申請がありました。チェックリストに基づき現地確認をしましたが、当該地は更地で、先ほどと同じように、17番の隣接した土地でありますので、周囲は住宅と一部畑となっておりますが、建築に支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

10 番 委 員

番号19番から22番について報告いたします。

まず19番ですが、この案件は●●●さんが実家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいという案件であります。チェックリスト上も問題なく、許可相当と判断いたしました。

続きまして、20番、21番、22番はいずれも前回、6月に保留案件となったものでございますが、今度は耕作者が●●●さんから●●●さんに替わって、営農型太陽光発電をするということなんですけれども、申請書を調べた結果、計画性もちゃんとあり、今後3年間やってくれるということになりましたので、当地区協議会では許可相当と意見決定しました。再度、皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

なお、この案件は、ほかに議案第1号12番と第1号13番、第1号14番の区分地上権も含まれております。

か、圃場の中もちょっと荒れている状態だったんですが、今回の新しく耕作者になる予定の方が全てきれいにさせていただきました。ブルーベリーも、22番の農地については一応現状本数は足りておりまして、21番につきましては本数が足りていない状況なんですけれども、今、新しい耕作者のご自宅のほうでブルーベリーの苗を育てていただいております。来年の12月に足りない分を作付していただく予定ということになっております。20番、22番のほうも本数としては足りているんですけれども、今までの営農状況が良くなかったということもあり、なかなか育ちが悪いようなものもありますので、そういったものはまた植替えをしていただくといった予定を出していただいております。地区協議会の中では、今回、営農者の方も替わって、これから経過を見ていきたいということで、3年間の期間で更新してみてもどうかということでお話をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、第5地区協議会より番号13番から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員 　　ちょっと確認ですけれども、14番の営農型太陽光は現状が田んぼですよ。今説明があった、それ以下のやつは畑ですよ。特に営農型太陽光を審議する場合、地盤の改良が必要な場合も出てくると。農地の場合、田畑の場合は地盤が軟らかい場合がある。安定確保のために地盤の改良工事が必要な場合ある、その辺も注視しなくてはならないと。この辺はどうなっていますか、ちょっとお聞きしたいです。

事務局 　　地盤が一体どうなるのかということですかね。特にこの会社さんのほうでも、そのあたりを確認いただいていると思うんですが、現状のまままでできるという判断をして、ひとまず、土盛り等はせずに、土壌改良して進めていくという話を聞いております。

18番委員 　　任せればいいんじゃない。後で何かあった場合は、やっぱり地元の農業委員は、その辺は指摘されますからね。だから、注視する必要があるしもう一つ、先ほどの貸借の期間なんですけれども、遊休農地の場合は10年。一方で、もう一つ、担い手が営農する場合は10年できるということなんです。私もちょっと調べたんですけれども、農地が適正に、かつ効率的に利用されていけば収量報告などその辺は規制緩和があるんですか。

事務局 　　規制緩和というよりは、遊休農地を再生して利用する場合は、もともと荒れていた場所を使うということなので、収量を上げるということを最初から目指すわけではなくて、ひとまず最初は営農して、状況を

18 番 委 員

よくして、次の更新のときから収量を上げることを目指していただく
というような形になります。

事 務 局
議 長

だから、国で一応決めているものをある程度熟知しないと非常に大変
なんですね。だから、今言ったように、遊休農地の場合、その一年一年
の報告ではなくて、それは規制緩和によって農地が適正に利用されて
いけば一応いいというようなことで理解していいんですね。

そうです。荒廃農地を再生利用する場合はということになります。
ちょっと私から質問したいんですけども、法律の書き方は、遊休農地
というのは範囲を指定しただけで、実態上、当然、申請があったから
10年にするという話ではないんじゃないか。単にそこまでいいよと書
いてあるだけだから、今、ほかの委員会から問題がないと言いつつも、
県がこの前来たときに、この会社はちょっと問題がありそうだなとい
うことを話していたんじゃないのかな。それと、まさに3年ぐらい取
りあえずやってみて、それからもう一度、検証したほうがいいんじゃ
ないか。1年間土壌をやって、それであと2年間やる用意があるから、
直ちに法律の範囲が10年ということではなくて、まさに現状をきちっ
と確認した上でやったほうが営農型はいいんじゃないかね。

事 務 局

会長にお話しいただいたとおり、確かに10年以内というところで定め
られておりますので、きっちり10年にしなくてもいいのではないかと
いうご意見もあると思います。ただ、今回の業者につきましては、特に
何かほかの農業委員会で指導が出るほど状況が悪いというお話は伺っ
ておりません。例えば今回の申請者がほかの自治体で指導が出ていて、
かなり状況が悪いというようなお話があれば、こちらでもその期間を
考えなくてはいけないかと思うんですけども、今回、聞いている限
りはそこまでのお話は出ていないので、荒廃農地を利用するというと
ころの条件、10年ということにさせていただいたということになって
おります。

議 長

●●●●●●●●は、いろいろ営農型太陽光をやっていたんですが、そ
れで●●●のモデル案件になっていたんですが、実質やっていなかつ
たということで、数年前まで●●●●●のモデル案件から落ちたんで
す。それで、各農業委員会が県に対して、この会社に注意を要請しよう
ということをしたんですが、県は県の立場ではできないということだ
ったんです。現状どうなっているかというのは、私も、今のお話で問題
ないということであれば、それはそれでいいんですけども、もう一
つは、10年という法律の枠内の中で、営農型太陽光というのは取りあ
えず3年、あるいは1年土壌ということであれば、3年で様子を見て、

それで確実にやっていくほうが営農計画上いいんじゃないかという感じを持っています。

18 番 委 員

これは個人的な意見ですが、私も今、会長が言うように慎重にやっていったほうがいいんじゃないかというふうに思います。ただ、これも地区でその辺を十分協議して、これは定例会でも意見が出ているわけですけれども、今言ったように、クエスチョンマークの企業だという話も聞きまして、私は、その話は知らなかったんですけども、そういう会社の場合は特に注視して対応したほうがいいのではないかなという委員の一人としての意見です。この担当地区の人はどういうふうな考えを持っているかよく分かりませんが、あまり言う、くどいと言われるから言わないけれども。

議 長
3 番 委 員

ほかにご意見はございますか。

10年というのは非常に長いんだと思うんですね。会長が言われるように、3年で1回様子を見て、4年目に8割の成果を求めたほうがいいと思うんですけども、そういうふうに条件をつけたほうがいいと思うんです。

事 務 局

今、担当のほうからお話しさせていただいたんですが、説明が重複してしまう部分があるんですけども、18番委員からもお話がありました認定農業者の方、認定新規就農者、併せて遊休農地等、第2種農地、第3種農地、白地のほうですね。こちらについて全て10年以内ということで、申請する方の権利として最大そこまで申請できるというふうになっております。一番メリットの部分、申請者のほうから見える部分というのは、遊休農地、わざわざと言うとあれですけども、荒れているところを取得して、10年間は、ほかの営農型とは違いまして、すぐ耕作できる状況ではないので、まず解消して、その期間があつてから耕作ができるような状況にすればいいというのが今現在の制度となっております。まさにご指摘のとおり、3年というところはあろうかなと思うんですが、担当のほうも確認したとおり、ほかの自治体で、我々で全部耕作要件等、正式な手続を照会した中で問題がないですということの回答が出ている以上、事務局としては、申請者の権利の下、10年ということで受けざるを得ないということの立場をまずご理解いただいた上でご審議いただければ幸いです。

16 番 委 員

これは営農型太陽光の発電の関係の収穫量の報告というのは毎年出るわけですね。期間が10年であるか、3年であるかというよりも、毎

年毎年、収穫量の規定があるわけだから、その規定に達しない段階である程度協議をして、やっている方に対する指導なり、取消なりということもできるんじゃないかと思うんですよ。法律で10年までできる、意思としては10年やりたいということで発足するのであれば、権利はあるわけだから、権利だけ与えておいて、途中で今度は実績が伴わない段階でそれを止めるか、勧告するか、何かの方法をするのはどうなんですかね。それが妥当なような気がしますけれども、いかがなものかと思えます。

事務局

今、16番委員がご指摘のとおり、もう一度、重複してしまうんですが、遊休農地を再生利用する場合の営農型、初回の10年ですね。繰り返しますが、初回について10年間は収量を毎年報告するんですけども、今、地域の平均単収の8割というのは届かなくてもいいよという法律上の求めになっております。ただ、重ね重ねですが、だからといって営農しなくていいということでは当然ございませんので、毎年の収量の営農計画上、達成すべきレベルに到達していなければ、要するにほったらかしの状況だったりだとか、草ぼうぼうだったりとかということになれば指導通知、もしくは勧告ということで、許可期間内でもそういった対応は可能だと考えます。以上です。

議長

今、16番委員のお話で、10年でもし認めて、駄目な場合は法律上の関係で止めることもできるんです。ただ、止めることというのは事実上難しいですよ。実は筋悪案件というのは、営農型太陽光は何件かあるんですが、指摘しても直さない。今、現に悪い案件も再度手間をかけて、今、事務局のほうで鋭意調整をしていますが、その手間の関係を考えて、まずは堅実に取りあえず3年でやってみていただいて、それでできればやっていくというほうが、将来、悪い人がいない前提で法律はありますけれども、実際、悪い人がいて、さらに悪いのが直ちに直らないというような、法令上、規定がなくても、事実上の問題として事務的に大変だという感じはいたします。

16番委員

今のはよく分かります。ただ、10年という限定があるのも、一農業委員会で3年に限定できるか、そういう問題はどうか、ちょっと分からないですけども、最初から3年で区切ってしまおう。例えば今の遊休農地の太陽光であるとか、あとは農業法人としての権利もあると思うんですね。だから、その辺も規制をしてしまっ、農業委員会で3年で限定しますよということが法律でできるとすればそれでもいいと思いますけれども、その辺の判断が、途中で勧告なり、中止というのはなかなか難しいと思うんですけども、指導するとかそういう形なの

かと思うんですが、今の10年を3年にすることは事務局でどうなんですか、それはできるんですか。

議 長

できます。既に当農業委員会でも10年を3年にしたケースもあります。ですから、それは営農成績にもよるんですけども、特にここは1年間、土壌を育成するということですから、場合によっては作物も変わる可能性があるかもしれないということで、土壌をどういう感じでやるかという現実の問題を見た上でやるということがいいかなど。単に理論上、できるということではなくて、特に営農型太陽光は今なかなか難しいという世間の話もありますので、そこは堅実にいきたいということでございます。

16番委員

それができるのであれば、あえてそれを規制することはないですけども、ただ、3年間、遊休農地を太陽光発電の施設に変える場合に、さっきちょっと18番委員のほうからありましたが、地盤改良なりなんなりをする必要、それだけの時間がかかると思うんですね。だから、3年でもいいんですけども、そういうふうな見越した上で期間を見る必要性はあると思います。例えば地盤改良しても、すぐ太陽光、今の施設ができるかどうかちょっと分からないですけども、そういうふうなことも考慮した上で、ある程度時間をかけて、その辺を考慮した上で期間を定めることも必要ではないかと思うんですね。だから、3年の根拠がどうか分からないですけども、だから、何年がいいということではないですよ。

3番委員

今回の件とは違ってくるんですけども、先ほど2番委員から出た田んぼにブルーベリーを植えるというので許可をもらって、ブルーベリーを植えたら駄目だから、今度、地盤改良をするといって土盛りをしたら、今度、隣のうちに水がたまちゃって被害が出ている。こういうので現実に推進委員の人はクレームを受けているので、何とかしてくれど。では、農業委員は、この会議のときに、もう許可が下りちゃったんだから、私どもは実際に権限が何もない、困った人をどうするんだというのが先ほど2番委員から出た問題なんです。以上です。

事務局

今いろいろ議論をいただいているわけですけども、許可の年数、申請が3年であろうが、10年であろうが、下部農地への作付であったり、今回、市内であれば、まず遊休農地の解消から入るわけですけども、この計画が出されて、それに基づいて適正にやられているかどうか、そこが問題だと思うんですね。3年であっても設置をすれば一緒ですから。いいですか、3年であっても設置されれば、その後、指導しなければならぬわけですから、そうすると、10年であっても下部の状況

を計画を出していただいて、その状況を確認しながら対応していくべきだと思いますので、申請者側に10年の権利があるんだとすれば、第5地区でも許可いただいたこの内容でぜひお願いしたいと思います。

議長 それでは、私のほうからちょっとコメントだけしますと、指導することなんですが、実は我々は指導をする能力というのはあまりないんですよ。専門家ではないですから、指導することというのは事務局の手をそれだけそれに当てるということですから、業務量として増える。なおかつ営農型太陽光というのは、指導しなければできない人ではなくて、指導しなくてもできるという条件でやっていただかないと制度そのものが成り立たないような気がするんです。ですから、今でも営農型太陽光は指導しますという話がありますけれども、そもそも指導するのではなくて、自分たちで営農をする、それで上にある電力と合わせてパッケージになりますから、必ずしも指導というのは、あたかも我々が農業について全て知っているわけではなくて、あるいは県から普及委員があっても、それは全てできるわけではない。そこだけ一つ、業務量の関係だと私はどうかなという感じはしますが、ご意見はご意見としてあります。

それでは、時間がないですから、一応採決をいたします。挙手でお願いできますか。

取りあえず、10年で様子を見るということで賛成の方の挙手を求めます。

事務局 12人です。

議長 賛成多数ということで、10年ということで本件を処理させていただきます。

議長 ただいま第5地区協議会より、番号13番から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 それでは、番号13番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号13番から22番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号23番から25番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 番号23番、24番について報告いたします。
23番の案件は、申請地の道反対にある車屋さんが、その申請地を購入して資材置場として活用したいということです。申請地には住宅が建っておりまして、許可後にそれを取り壊すということで、誓約書もついて提出されています。それと譲渡人のほうからは、この敷地にカーポートが建っていたんですけれども、それは農地でありまして、始末書が添付されています。以上です。

24番は、先ほどの議案第3号の1番と関連しております。申請地は、北と南が住宅、西側が道路になっております。譲渡人は計画を変更して、この譲受人に譲渡したいということで計画変更をして家を建てる予定でございます。

17番委員 議案第3号の1番と一緒にご審議のほど、よろしく願いいたします。
番号25番について、17番からご報告申し上げます。

本案件は、農地法の許可を得ずに当該地に隣接して譲受人の鶏舎がございまして、そのアクセスのための進入口に消毒用貯水池及びコンクリート進入路、約55㎡なんですが、それを設置したいということで、始末書を添付して是正するものです。周辺農地への支障も特に問題ありませんので、協議会では許可相当と決定したところでございます。以上です。

議長 それでは、議案第3号の1番及び議案第4号の24番と関連して、これについて、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご質問がなければ、採決いたします。

議案第3号1番及び議案第4号の24番について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、議案第3号1番及び議案第4号24番を許可とすることに決定いたします。

議長 次に、番号23番と25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号 23 番、25 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第 1 号は先月、農業会議に意見聴取した 11 月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規定第 3 条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第 2 条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議 長 続いて、報告第 2 号から第 4 号について、事務局よりお願いをいたします。
- 事 務 局 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、17 ページから 20 ページに記載のとおり、17 件提出されております。
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、21 ページに記載のとおり、4 件提出されております。
報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について、22 ページから 30 ページまで記載のとおり、30 件提出されております。
以上、報告させていただきます。
- 議 長 報告第 2 号から第 4 号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、以上で第 29 回定例総会を終了いたします。

閉 会 令和 7 年 12 月 9 日 (火) 午後 3 時 20 分